

広島県告示第四百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名称	一般社団法人広島県計量協会
住所又は事務所の所在地	広島市南区丹那町四番一二号
指定をした日	令和八年四月一日
委託した公金事務に係る歳入等の内容	令和八年度広島県広島計量検査場手数料徴収事務
委託をした日（委託期間）	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）